

令和7年度（2025年度）東海市一般廃棄物処理計画（実施計画）

1 目的

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年（1970年）法律第137号）第6条第1項の規定に基づき、東海市の区域内の一般廃棄物の処理に関する事業計画として、令和7年度（2025年度）東海市一般廃棄物処理計画（実施計画）を定めるもの。

2 計画期間

令和7年（2025年）4月1日から令和8年（2026年）3月31日まで

3 計画区域

東海市全域

4 一般廃棄物の処理に関する事項

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第2項各号に定める一般廃棄物の処理に関する事項については、次のとおりとする。

(1) 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

区 分		総 量
ご み	可 燃 ご み	22,920 t/年
	不 燃 ご み	1,100 t/年
	小計（処理量）	24,020 t/年
	資 源	3,700 t/年
	計	27,720 t/年
し 尿		1,750 kl/年
浄 化 槽 汚 泥		17,000 kl/年

(2) 一般廃棄物の排出抑制と適正排出の啓発

第4次東海市ごみ処理基本計画後期計画（令和4年（2022年）3月策定）に基づき、市民・事業者・行政が協働で循環型社会を形成していくため、次に掲げるごみの減量及び資源化の推進施策を実施する。

ア 資源化による一般廃棄物の減量を図るため、資源集団回収、資源分別収集、ごみ集積場所資源回収等を実施する。

イ 一般廃棄物の減量と適正排出を促進するため、指定袋の配布及び販売を実施する。

ウ 一般廃棄物の減量と資源化について啓発するため、フリーマーケットの開催支援を実施する。

エ 食品ロスを削減するため、3010運動や食べきり・使いきり等の普及促進に加え、フードドライブに関する事業を試験的に実施する。

オ 一般廃棄物の減量、資源化、適正排出に関する意識高揚を図るため、広報とうかい、LINE等を活用し、資源やごみの出し方等に関する情報を提供する。

(3) 一般廃棄物の種類及び分別の区分並びに収集運搬等の主体

種類及び分別の区分	収集運搬主体	処理主体
家庭系一般廃棄物		
ごみ集積場所に排出されたごみ（戸別収集を含む。）	市	西知多医療厚生組合
直接搬入ごみ（直接搬入された資源を含む。）	排出者	
資源	市、資源化業者	市、資源化業者
処理困難物	市、排出者	処理業者
事業系一般廃棄物		
直接搬入ごみ	排出者	西知多医療厚生組合
許可業者搬入ごみ	許可業者	
資源※	排出者、資源化業者	排出者、資源化業者
処理困難物※	排出者	排出者、処理業者
し尿	市	西知多医療厚生組合
浄化槽汚泥	許可業者	

※ 事業系一般廃棄物のうち、資源及び処理困難物は、原則排出者の責任において自ら又は資源化業者若しくは処理業者により処理することとする。

5 資源回収計画

循環型社会形成基本法（平成12年法律第110号）で定める市、市民及び事業者の責務に基づき、各主体が協働し効率的な資源回収に取り組むために必要な事項を次のとおり定める。

(1) 資源集団回収

実施団体	回収場所及び日時	回収する資源の種類※
市内で活動する営利を目的としない団体	実施団体が定める場所及び日時	紙（新聞紙、段ボール、雑誌、紙パック、雑がみ）、布、びん（一升びん、ビールびん、無色びん、茶色びん、その他色びん）、缶（スチール缶、アルミ缶）

(2) 資源分別収集

ア 常設場及び拠点場

回収場所	回収日	回収時間	回収する資源の種類
常設場（リサイクルセンター内）	4/1～12/28, 1/4～3/31	9時～11時30分 13時～15時30分	【常設場・拠点場共通】 紙、布、びん、缶、食品用トレイ等発砲スチロール、プラスチック※1、天ぷら廃油、ペットボトルキャップ、ペットボトル、中身の残ったスプレー缶 【常設場のみ】 使用済みインクカートリッジ、プラスチック※2、小型家電（リサイクル家電、パソコン等の情報機器を除く。）、乾電池、小型充電式電池、水銀使用廃製品、羽毛ふとん
拠点場		4月～10月 6時30分～12時 11月～3月 7時～12時	
替地公園はじめ4施設	第1木曜日		
平地公園はじめ3施設	第2木曜日		
富木島公民館はじめ3施設	第3木曜日		
脇ノ田公園はじめ3施設	第4木曜日		

※1 プラスチックは、資源用袋に入る大きさのもの

※2 資源用袋に入らない大きさのプラスチック使用製品

イ 店頭

回収場所	回収する資源の種類	回収日時
バロー名和店、スギ薬局荒尾店、アピタ東海荒尾店、DCM東海店、バロー上野台店、MEGAドン・キホーテUNY太田川店、バロー加木屋店	ペットボトル及びペットボトルキャップ	営業時間内
MEGAドン・キホーテ東海名和店	ペットボトルキャップ	

ウ 公共施設等

回 収 場 所	回収する 資源の種類	回収 日時
市役所、中央図書館、しあわせ村、上野公民館、市民体育館、商工センター、勤労センター、船島・大田・加木屋・三ツ池・加木屋南の各市民館、上名和・下名和・渡内・平島・加家・富田・富木島・高横須賀・横須賀の各公民館、大田町公民館、リサイクルセンター、市民活動センター、百合ヶ丘集会所、緑陽コミュニティセンター	ペットボトルキャップ	休館 日を除く
市役所、しあわせ村、市民体育館、リサイクルセンター	使用済みインクカートリッジ、小型家電	
しあわせ村、市民体育館	水銀使用廃製品(蛍光灯を除く。)	

(3) ごみ集積場所資源回収

「6 一般廃棄物（ごみ）収集計画 (1) 家庭系ごみ ア ごみ集積場所収集運搬計画（区域及び区分）」（5 ページ）に記載するもの。

(4) リサイクルセンターへの直接搬入

小型家電のうちパソコン、デジタルカメラ等の個人情報を持する可能性のあるものについては、排出者の責任において個人情報を消去したものをリサイクルセンター事務所へ直接搬入すること。

(5) 事業所から排出される資源

事業所から排出される資源については、事業者の責務において資源化することとし、市は必要に応じて事業所への助言等を行うこととする。

6 一般廃棄物（ごみ）収集運搬計画

家庭及び事業所から排出される一般廃棄物（ごみ）について、生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、運搬するために必要な事項を次のとおり定める。

(1) 家庭系ごみ

ア ごみ集積場所収集運搬計画（区域及び区分）

区 域	区 分	収 集 日※2
南柴田町、名和町、 浅山、大田町、高横 須賀町、中ノ池、加 木屋町	可燃ごみ	毎週月・木曜日
	不燃ごみ	毎月第1水曜日
	プラスチック※1	毎週金曜日
	ペットボトル※1	毎月第3水曜日
	缶類（アルミ缶、スチール缶、スプレー缶及びカセット式ガスボンベ）※1	毎月第2水曜日
荒尾町、東海町、富 貴ノ台、富木島町、 中央町、横須賀町、 元浜町、養父町	可燃ごみ	毎週火・金曜日
	不燃ごみ	毎月第3水曜日
	プラスチック※1	毎週木曜日
	ペットボトル※1	毎月第2水曜日
	缶類（アルミ缶、スチール缶、スプレー缶及びカセット式ガスボンベ）※1	毎月第4水曜日

※1 「5 資源回収計画 (3) ごみ集積場所資源回収」(4 ページ) に関する事項

※2 1月1日から同月3日までを除く。

イ ごみ集積場所へのごみ排出

(ア) ごみ集積場所へは、収集日当日の午前5時から午前7時30分までの間に排出すること。

(イ) 分別の区分ごとに定められた指定袋（資源用ごみ指定袋については、無色透明な袋も可能とする。）又は粗大ごみ用シールを用いること。

(ウ) 適正な指定袋（資源用ごみ指定袋については、無色透明な袋も可能とする。）又は粗大ごみ用シールを用いず排出されたごみ等の不適正排出物については、注意を促すため警告シールを貼付し、収集しないことがある。

ウ 特定品目の回収

区 分	回 収 場 所※	回 収 日 時
使い切っていないスプレー缶	リサイクルセンター事務所、資源分別収集常設場及び拠点場	各回収場所の開館、営業日時。
乾電池・ボタン電池 (形式記号CR、B)	市内公共施設等106箇所（主に地域の集会所、小中学校、公民	ただし、使い切っていないスプレー

R)	館・市民館、児童館)	缶については、リサイクルセンター事務所において常時回収する。
小型充電式電池（絶縁できるものは絶縁）	資源分別収集常設場、リサイクルセンター事務所、J B R C 登録回収協力店	
ボタン電池（絶縁） （形式記号 S R、P R、L R）	市内公共施設等 1 0 6 箇所（主に地域の集会所、小中学校、公民館・市民館、児童館）、一般社団法人電池工業会登録回収協力店	
水銀血圧計、水銀温度計、水銀体温計	資源分別収集常設場、しあわせ村、市民体育館	
蛍光管	資源分別収集常設場、市内協力店舗（店舗により条件設定あり）	

※ 回収場所のうち資源分別収集常設場及び拠点場は、「5 資源回収計画 (2) 資源分別収集」(3 ページ) に記載するもの。

エ 戸別収集

区 域	区 分	収 集 日
東海市全域	粗大ごみ等で臨時に収集運搬及び処分を希望するもの	月曜日から金曜日まで（祝日並びに 1 2 月 2 9 日から同月 3 1 日まで及び 1 月 1 日から同月 3 日までを除く。）

オ 収集運搬能力

ごみ集積場所での家庭系ごみの 1 日あたりの発生量推計 6 8 . 4 t に対し、1 日あたり 1 6 1 . 5 0 t の収集運搬能力（収集運搬業務に供する車両の積載重量の合計をいう。以下同じ。）を有しており、現状で必要な収集運搬能力を満たしている。

(2) 事業系ごみ

ア 収集運搬業の許可状況

名 称	所 在 地	許 可 条 件				
		区域 ※1	家電 ※2	食品 ※3	品目等 ※4	運搬先 ※5
(株)上野清掃社	名和町	—	—	—	—	—
(有)東新清掃	加木屋町	—	—	—	—	—
(株)三四四	知多市	—	—	指定有	—	—
オオブユニティ(株)	大府市	—	—	—	—	—
(有)横須賀衛生	養父町	—	—	—	—	—
(株)アグメント	阿久比町	—	—	—	—	—
(有)東海清掃	加木屋町	—	—	—	—	—
トーエイ(株)	東浦町	—	—	—	—	—
(株)西山商店	名古屋市南区	—	—	指定有	—	—
(有)今井商会	名古屋市瑞穂区	—	—	—	—	—
(株)セキ	加木屋町	—	—	—	—	—
宝石油機工(株)	名古屋市港区	限定	不可	—	—	指定有
(株)安藤組	東海町	限定	不可	—	—	指定有
永井産業(株)	清須市	—	—	—	—	—
(株)富士商行	春日井市	—	不可	—	特定	—
(有)あおき造園土木	半田市	—	不可	—	特定	指定有
中部資材(株)	名古屋市港区	—	不可	—	特定	指定有
(株)日誠	知多市	—	不可	—	特定	—
(有)エンザイム	知多市	—	—	—	—	指定有
(株)榊原環境	半田市	—	不可	—	特定	指定有
(株)あおき環境開発	武豊町	—	不可	—	特定	指定有
ディリー(株)	安城市	—	不可	—	特定	—
(株)ナガタ工務店	富木島町	—	不可	—	特定	—
(社)さつき福祉会	荒尾町	—	不可	—	特定	指定有
(株)エイゼン	武豊町	—	不可	—	特定	指定有
(株)岩田清掃	瀬戸市	—	不可	指定有	特定	指定有

※1 区域・限定：許可区域を特定の地域に限定

※2 家電・不可：市内一般家庭から排出される特定家庭用機器を取扱うことができない

※3 食品・指定有：一部の事業所から収集する食品残さの運搬先を西知多クリーンセンター以外に指定

※4 品目等・特定：特定の品目又は特定の事業所から収集するものに限り許可

※5 運搬先・指定有：収集した廃棄物の運搬先を西知多クリーンセンター以外に指定

イ 収集運搬能力

事業系ごみの1日あたりの搬入量推計23.6tに対し、1日あたり322.80tの収集運搬能力（運搬先を西知多クリーンセンターとする許可業者に限る。）を有しており、現状で必要な収集運搬能力を満たしている。

(3) 家庭系ごみ、事業系ごみの自己搬入

できる限り資源化等による減量に努めたうえで、可燃ごみ、不燃ごみに分別し、係員の指示に従い、西知多クリーンセンターに搬入する。

受付時間は、1月1日から同月3日まで及び日曜日を除き、午前9時から午後4時までとする。

(4) 動物の死体の処理

区 分	区 域	収 集 方 法	処 理 方 法
犬猫等 哺乳類 の死体	自動車専用道路及び著しく交通量の多い道路を除く市内全域	飼主自ら収集運搬 ただし、飼い主不明の場合は、市が収集運搬	知北平和公園組合 斎場で火葬処理

(5) ごみ集積場所への排出禁止物等の制限

ごみ集積場所への排出禁止物、西知多クリーンセンターへの搬入禁止物及び西知多クリーンセンターへの直接搬入を指定するものについて、次のとおり定める。

ア ごみ集積場所への排出禁止物

1	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCBを使用するもの、感染性一般廃棄物を含む。）
2	液体類
3	自動車、オートバイ、その部品及びこれに類するもの（タイヤを含む。）
4	農業・工業用等事業用機械及びこれに類するもの（手動式噴霧器を除く。）
5	指定袋に入らない農機具類
6	風呂釜、風呂桶、浴槽、電気温水器、太陽熱温水器、ソーラーパネル、大型湯沸器（5号を超えるもの）、大理石製品
7	プロパンガス等の高压ガスのボンベ
8	石、臼（石・木製）、泥、汚泥、瓦、土管、レンガ、タイル、陶芸用粘土、土・砂、ペット砂（可燃物を除く。）
9	太さ15cmを超え、若しくは長さ50cmを超え、又は指定袋に入らない生木・木の根・木材
10	1本が太さ15cm以内、1束が長さ50cm以内及び束の直径30cm以内で4束以上の枝木・竹又は1本が太さ15cm以上、1束が長さ50cm以上若しくは束の直径30cm以上の

枝木・竹
11 ピアノ、60 kgを超える電子オルガン（電子ピアノ）
12 薬品、農薬等の毒物・劇物
13 引火・発火・爆発等の危険物、着火剤
14 食用油、廃油、灯油、ペンキ、塗料等の液体状のもの ※食用油、廃油、ペンキ、塗料は少量であれば布に染み込ませて可燃ごみ
15 電動三輪車、電動車椅子、シニアカー
16 農業用廃ビニール
17 焼却灰、灰（バーベキュー等で出たもの）
18 鉛管、石こうボード・スレート板・セメント板・岩綿吸音板等の建設資材
19 手洗い器・洗面器・洗面化粧台・便器で陶磁器製のもの
20 火鉢・七輪
21 ボウリング球
22 注射針・大型の医療器具（小型の血圧計等を除く。）
23 金庫
24 電線類
25 ウォータークーラー・ウォーターサーバー・冷風機（スポットクーラー）（コンプレッサー付きのもの）
26 ウォーターベッド、電動式ベッド
27 ウインドサーフィンボード、船舶、水上バイク、ゴムボート
28 オイルヒーター
29 建設廃材（コンクリートブロック、ビニールクロスの壁紙、P タイル・塩ビシート、塩ビ管）
30 樋
31 流し台・ビルトインコンロ
32 網戸・建具（家庭で自ら撤去した2枚を超えないものを除く）
33 ウッドデッキ
34 植木鉢（素焼き、陶磁器）・かめ、陶器製のプランター
35 陶磁器（傘立て、置物等）
36 コピー用トナー
37 消火器
38 ドラム缶、容量100 ℓを超える焼却炉、レンガ製の焼却炉
39 大型のケーブルドラム（ケーブルを巻いていた円形木枠）
40 スチール製倉庫・物置
41 50cm 程度に切断されていないロープ・ホース（布製・プラスチック製）
42 家電リサイクル法により定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、保冷庫、冷温庫、ワインセラー
43 エアガン（銃弾が鉛のもの）
44 電子たばこ、加熱式たばこ、電池
45 仏壇
46 珪藻土製品（アスベストが含まれているもの）
47 粗大ごみで幅1.5m×長さ2.2mを超えるもの
48 花火（未使用のもので濡らしていないもの）、中身の残っているカセットガスボンベ・可燃性スプレー缶、中身の残っているライター
49 2枚を超える畳、5枚を超えるトタン

50	1 m程度に切断されていない物干し竿・カーテンレール、園芸用支柱
51	石油の入ったストーブ
52	水銀使用廃製品（水銀を使った血圧計・温度計・体温計、蛍光灯）
53	長さ1 mを超えるブラインド・釣り竿
54	金属製タイヤチェーン、スチール棚、スロットマシン・パチンコ台、バッテリー、バッテリー付の電動アシスト自転車、ダンベル、バーベル、漬物石、物干し台、大型（椅子式）のマッサージ機、サーフボード、ワイヤー、アンテナ、斧、草刈機、金属製はしご、ロッカー（金属製）、ルーフキャリア、ルームランナー、指定袋に入らない健康器具、学習机（木製で上下スライド式）、足踏み式ミシン
55	可燃用指定袋、不燃用指定袋、資源用袋、粗大ごみ用シールを使用していないもの（家庭から排出される枝木（1束が長さ50 cm以内で束の直径30 cm以内のもの）4束までを除く。）
56	決められた収集日、収集時間以外に排出されたもの
57	決められた分別区分を守らず指定袋で排出されたもの
58	収集・運搬又は処分に支障を来す恐れがあり、清掃センターへ搬入を指定したものの

イ 西知多クリーンセンターへの搬入禁止物

1	産業廃棄物、特別管理産業廃棄物、特別管理一般廃棄物（PCBを使用するもの、感染性一般廃棄物を含む。）
2	液体類
3	自動車、オートバイ、その部品及びこれに類するもの（タイヤを含む。）
4	農業・工業用等事業用機械及びこれに類するもの（手動式噴霧器を除く。）
5	風呂釜、風呂桶・浴槽（ステンレス・ホーロー・FRP製）、電気温水器、太陽熱温水器、ソーラーパネル、大型湯沸器（5号を超えるもの）、大理石製品
6	プロパンガス等の高圧ガスのボンベ
7	臼（石・木製）汚泥、土管、陶芸用粘土、50 cm角の箱程度の量を超える石・土砂・ペット砂（可燃物を除く。）・泥・レンガ、60 kgを超える瓦、タイル
8	太さ15 cmを超え又は長さ2.2 mを超える生木・木の根・木材・枝木・竹
9	ピアノ
10	薬品、農薬等の毒物・劇物
11	引火・発火・爆発等の危険物、着火剤（液体状）
12	食用油、廃油、灯油、ペンキ、塗料等の液体状のもの
13	電動三輪車、電動車椅子、シニアカー
14	焼却灰
15	鉛管、石こうボード・スレート板・セメント板・岩綿吸音板等の建設資材
16	手洗い器・洗面器・洗面化粧台・便器で陶磁器製のもの
17	2個を超える火鉢・七輪
18	2個を超えるボウリング球
19	注射針、大型の医療器具（小型の血圧計等を除く。）
20	60 kg以上の金庫
21	50 cm角の箱一杯程度の量を超える電線類
22	ウォーターベッド、60 kg以上の電動式ベッド
23	ウインドサーフィンボード（2.2 m以上）、船舶、水上バイク

24	オイルヒーター
25	建設廃材（家庭で自ら撤去・解体等を行い発生した建設廃材のうち、コンクリートブロック、Pタイル・塩ビシートで、50 cm角の箱一杯程度までの量、塩ビ管で 10 本まで、ビニールクロスの壁紙で2.2m までを除く。）
26	樋（家庭で自ら撤去した長さ 2.2m以内で 10 本までを除く。）
27	流し台・ビルトインコンロ・アンテナ（家庭で自ら撤去したものを除く。）
28	網戸・建具（家庭で自ら撤去した 10 枚を超えないものを除く。）
29	ウッドデッキ（2.2m 以上、業者が施工したもの）
30	50 cm角の箱一杯程度の量を超える植木鉢（素焼き、陶磁器）、2個を超える陶磁器製のプランター
31	3個を超えるトナーカセット・コピー用トナー
32	3個を超える消火器
33	1個を超えるドラム缶、レンガ製の焼却炉
34	解体していない大型のケーブルドラム（ケーブルを巻いていた円形木枠）
35	天板・側板等が一枚ずつに解体されていないスチール製倉庫・物置
36	カセットガスボンベ・スプレー缶
37	50cm 程度に切断されていないロープ・ホース（布製・プラスチック製）
38	家電リサイクル法により定められたエアコン、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、衣類乾燥機、保冷庫、冷温庫、ワインセラー
39	1台を超えるスロットマシン・パチンコ台（家庭用のものを除く。）
40	20 枚を超える畳、10 枚を超えるトタン
41	石油の入ったストーブ
42	水銀使用廃製品（水銀を使った血圧計・温度計・体温計、蛍光灯）
43	バッテリー（自動車、バイク用）
44	エアガン（銃弾が鉛のもの）
45	電子たばこ、加熱式たばこ、電池
46	2個を超える物干し台
47	中身の残っているライター
48	珪藻土製品（アスベストが含まれているもの）
49	粗大ごみで幅 1.5m×長さ 2.2m以上のもの
50	60 kgを超えるもの
51	可燃、不燃の分別が行われていないもの
52	黒いビニール袋等で中身が分からないもの
53	搬入物を見せない等係員の指示に従わない場合
54	処分等に支障を来す恐れのあるもの

ウ 西知多クリーンセンターへの搬入を指定したもの

次の物品は、ごみ集積場所へ排出されると収集・運搬に支障を生じるため、ごみ集積場所への排出を禁止し、西知多クリーンセンターへの搬入のみ認めるものとする。

1	指定袋に入らない農機具類
2	木製の風呂桶・浴槽（ステンレス・ホーロー・FRP製は搬入不可）

3	石・土・砂・泥・レンガ（50 cm角の箱 1 杯程度を超えるものは搬入不可）、60 kgを超える瓦・タイル
4	指定袋に入らない木材・生木・木の根（直径 15 cm又は長さ 2.2mを超えるものは搬入不可）
5	1 本が直径 15 cmまでで 1 束が長さ 50 cm以内で束の直径 30 cm以内で 4 束以上の枝木・竹
6	着火剤（固体状）
7	農業用廃ビニール
8	灰（バーベキュー等で出たもの）
9	洗面化粧台（家庭で自ら撤去したもののうち陶磁器製のものは搬入不可）
10	火鉢・七輪（2 個を超えるものは搬入不可）、陶磁器製かめ
11	ボウリング球（2 個を超えるものは搬入不可）
12	金庫（60 kg以上は搬入不可）
13	電線類（家庭で自ら撤去したもののうち 50 cm角の箱一杯程度の量を超えるものは搬入不可）
14	ウォータークーラー・ウォーターサーバー・スポットクーラー（コンプレッサー付きのもの）
15	ウインドサーフィンボード（2.2m 未満）、ゴムボート
16	電動式ベッド（60 kg以上は搬入不可）
17	建設廃材（家庭で自ら撤去・解体等を行い発生した建設廃材のうち、コンクリートブロック、P タイル・塩ビシートで、50 cm角の箱一杯程度までの量を超えるもの、塩ビ管で 10 本以上、ビニールクロスの壁紙で 2.2m 以上は搬入不可）
18	雨樋（家庭で自ら撤去した長さ 2.2m以内のものでも 10 本を超えるものは搬入不可）
19	流し台・ビルトインコンロ（家庭で自ら撤去したもの以外は搬入不可）
20	網戸・建具（家庭で自ら撤去したもので 10 枚を超えないもの）
21	ウッドデッキ（2.2m 未満、本人が施工したもの）
22	植木鉢（素焼き、陶磁器）・陶磁器製プランター（50 cm角の箱一杯程度までの量を超えるものは搬入不可）
23	陶磁器（傘立て、置物等）
24	トナーカセット・コピー用トナー（3 個を超える場合は搬入不可）
25	消火器（3 個を超える場合は搬入不可）
26	ドラム缶（1 個を超える場合は搬入不可）、容量 100 ℓを超える焼却炉（レンガ製は搬入不可）
27	大型のケーブルドラム（ケーブルを巻いていた円形木枠で解体していないものは搬入不可）
28	スチール製倉庫・物置（天板・側板等が一枚ずつに解体されていないものは搬入不可）
29	2 枚を超え、20 枚までの畳、5 枚を超え、10 枚までのトタン
30	1 m程度に切断されていない物干し竿、カーテンレール、園芸用支柱
31	長さ 1 mを超えるブラインド、釣り竿
32	金属製タイヤチェーン、スチール棚、スロットマシン・パチンコ台（1 台を超える場合は搬入不可）、バッテリー（自動車、バイク用以外）、バッテリー付の電動アシスト自転車、ダンベル、バーベル、漬物石、物干し台（2 個を超える場合は搬入不可）、大型（椅子式）のマッサージ機、サーフボード、ワイヤー、アンテナ、斧、草刈

機、金属製はしご、ロッカー（金属製）、学習机（木製で上下スライド式）、ルーフ キャリア、ルームランナー、指定袋に入らない健康器具、足踏み式ミシン

33 仏壇（精抜きをしたものに限る）

(6) り災ごみの取扱い

り災により生じた家庭系一般廃棄物（以下「り災ごみ」という。）については、西
知多医療厚生組合が定める手続きにより、取り扱うものとする。

7 一般廃棄物（ごみ）中間処理計画

計画区域内で発生した一般廃棄物(ごみ)について、ごみは西知多医療厚生組合の西知多クリーンセンターで焼却・破砕処理し、資源はリサイクルセンター又は委託する民間業者において処理を行う。

(1) ごみ焼却施設の概要

名 称	西知多クリーンセンター
所 在 地	知多市北浜町11番地の4
竣 工	令和6年（2024年）7月
処理能力	全連続燃焼式ストーカ炉 185 t／日（92.5 t／日×2炉） 蒸気タービン発電機 発電能力 定格 5,200 kw 破砕・機械選別 21 t／日

※焼却灰等については、原則資源化を行う。

(2) 資源化施設の概要

名 称	東海市リサイクルセンター
竣 工	平成14年（2002年）2月
主要設備等	ペットボトル減容機 1台 びん選別ライン 1台 びんカレットヤード 6区画

(3) 処分業の許可状況

名 称	処理施設の所在地	処分方法	許 可 条 件	
			区域 ※1	品 目 ※2
木材開発(株)	浅山	破砕	—	木くず（根株、伐採木、剪定枝、竹、木製家具類等を含む。）
宝石油機工(株)	東海町	破砕	限定	木くず
東府建設(株)	加木屋町	破砕	—	刈草、剪定枝
(株)村上工業	横須賀町	破砕	—	土、石、コンクリート類等
(社)さつき福祉会	荒尾町	破砕洗浄	—	牛乳パック
(株)テツゲン	東海町	焼却	限定	—
(有)トモエ技建	大田町	破砕	—	土、石、コンクリート類等

※1 区域・限定：処分する廃棄物の発生場所を特定の地域に限定

※2 品目：特定の品目に限り許可したものについて、その品目

(4) 処分能力

区域内で発生する１日あたりの一般廃棄物の中間処理（焼却）量推計６２．８ｔに対し、１日あたり１８５ｔの焼却能力を有しており、現状で必要な処分能力を満たしている。

8 一般廃棄物（ごみ）最終処分計画

計画区域内で発生した一般廃棄物（ごみ）について、西知多クリーンセンターでの中間処理時に発生した焼却灰は、原則資源化することとなるが、災害時に備え、残余容量を確保している。

(1) 東海市東犬久利一般廃棄物最終処分場の概要

災害に備え残余容量を確保しておくため、現在埋立を行っていない

所 在 地	東海市荒尾町東犬久利地内
竣 工	平成7年（1995年）12月
埋 立 容 積	35,730 m ³
残 余 容 積	11,088.6 m ³
埋 立 物	集じん灰セメント固化物
埋 立 期 間	平成8年（1996年）10月から平成24年（2012年）11月まで（平成25年度（2013年度）以降は外部搬出しており、埋立終了時期は未定）
浸 出 水 処 理 方 式	第一凝集沈殿＋生物処理＋第二凝集沈殿＋高度処理

(2) 東海市大狭間一般廃棄物最終処分場の概要

平成8年（1996年）に埋立完了し、現在は浸出水処理施設のみ稼働中

所 在 地	東海市荒尾町大狭間地内
竣 工	平成3年（1991年）6月
埋 立 容 積	31,400 m ³
埋 立 物	焼却灰、破碎不燃物、集じん灰セメント固化物
埋 立 期 間	平成3年（1991年）6月から平成8年（1996年）9月まで
浸 出 水 処 理 方 式	低負荷活性汚泥＋高度処理

9 一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）処理計画

計画区域内で発生する一般廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥）について、河川や伊勢湾の水質汚濁を防止し市民の生活圏内の環境を保全するため、適正に収集、運搬し、処分するために必要な事項を次のとおり定める。

(1) 収集運搬計画

区 分	収集区域	収集回数	収集方法
し 尿	市内全域	定額制 月 1 回 従量割 随時	各戸収集
浄化槽汚泥		随時	

(2) 一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可状況

名 称	住 所	許 可 区 域
(株)上野清掃社	東海市名和町	市内全域
中衛工業(株)	名古屋市南区	大同特殊鋼(株)知多工場内
(有)横須賀衛生	東海市養父町	市内全域

(3) 収集運搬能力

し尿の1日あたりの発生量推計7.2tに対し1日あたり63.15tの収集運搬能力、浄化槽汚泥の1日あたりの発生量推計70.2tに対し1日あたり114.75tの収集運搬能力を有しており、現状で必要な収集運搬能力を満たしている。

(4) 浄化槽設置事業費補助

下水道認可区域以外の地域で居住に用する住宅に設置する合併処理浄化槽に対し、設置費用の一部を、また、汲取り便槽、単独浄化槽から合併浄化槽への転換に係る撤去費用、宅内配管工事費用の一部を補助する。

(5) 処理施設の概要

名 称	西知多医療厚生組合し尿処理施設
所 在 地	知多市三反田三丁目1番地の2
竣 工 年 月 日	平成8年（1996年）3月
組 合 構 成 市	東海市・知多市
処 理 能 力	100kl／日（生し尿25kl／日・浄化槽汚泥75kl／日）
処 理 方 式	高負荷脱窒素処理 ＋高度処理（I Z ジェットエアーレーションシステム）
残 渣 処 分 先	公益財団法人愛知臨海環境整備センター 衣浦港3号地廃棄物最終処分場

10 廃棄物取扱審査会

東海市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（昭和47年東海市条例第14号）第16条第1項に基づき設置する廃棄物取扱審査会の開催時期は、令和8年（2026年）2月とする。ただし、市が特に必要と認めた場合は、別途開催することとする。